

全ト協発第283号（総・企）
平成25年9月13日

都道府県トラック協会
会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野 良三



燃料価格高騰対策に関する取り組みについて

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る9月10日に開催した「第35回物流政策委員会」及び本日（13日）開催した「正副会長会議」において、燃料価格高騰対策について協議した結果、全ト協及び各都道府県トラック協会において、会長を本部長とする「燃料高騰対策本部」を設置し、トラック運送業界挙げて燃料価格高騰対策に取り組むこととなりました。

「燃料高騰対策本部」は、燃料価格高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため、全ト協及び各都道府県トラック協会に設置（設置要綱は別添のとおり）するもので、貴協会においても「燃料高騰対策本部」を設置いただき、積極的なご対応を進めていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、各対策につきましては、今後、詳細が確定次第、順次ご連絡させていただきます。

◇本件お問い合わせ先

（公社）全日本トラック協会 総務部 飯塚・長嶋

企画部 和田・本間・長谷川

電話：03-5323-7240(総務部)、03-5323-7625(企画部) FAX：03-5323-7230



「燃料高騰対策本部」 設置要綱

公益社団法人 全日本トラック協会

第1 目的

燃料価格は、平成23年以降高止まりの状況で推移し、とくに昨今では急激な円安や産油国周辺の政情不安等による原油高騰の影響により、一段と上昇しているところであり、トラック運送事業者は、まさに事業存廃の危機に直面しているところである。

そこで、燃料価格高騰に対する諸施策を迅速かつ的確に実施するため、全日本トラック協会（「中央本部」）および都道府県トラック協会（「地方本部」）に「燃料高騰対策本部」を設置する。

第2 構成

中央本部は、次の者により構成し、本部長が主催する。

- ・本部長 会長
- ・副本部長 副会長、理事長

地方本部は、次の者により構成し、本部長が主催する。

- ・本部長 都道府県トラック協会会長
- ・副本部長 都道府県トラック協会副会長、専務理事

第3 業務

（1）中央本部

- ① 燃料サーチャージ導入促進に係る諸施策の実施
- ② 燃料高騰対策のための補助制度創設、軽油引取税減税に向けた要望活動の展開 等

（2）地方本部

- ① 燃料サーチャージ導入促進に係る諸施策について中央本部と連携した活動の実施
- ② 燃料高騰対策のための補助制度創設、軽油引取税減税について中央本部と連携した要望活動の展開 等

第4 運営

中央本部の庶務は、総務部、企画部において行う。